第１２次山口市交通安全計画（案）【パブリックコメント】の概要

■山口市交通安全計画について

国の「第１２次交通安全基本計画」及び山口県交通安全対策会議が策定した「第１２次山口県交通安全計画」と整合を図り、本市の交通情勢に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するもの。

■第１１次計画からの見直しのポイント

主な見直し内容

第１２次山口市交通安全計画では、「交通安全教育の推進」及び「地域ぐるみの交通安全対策の推進」を全ての施策に共通する考え方として位置付けるとともに、目標達成に向けて５つの重点取組分野を設定し、交通事故死者数の目標指標を年間５人以下から３人以下へ引き下げ、「交通事故のない安全・安心な暮らしのできるまち」の実現を目指します。 また、高齢者の交通事故防止対策、自転車の安全利用対策及び自動車（二輪車を含む。）の安全運転対策を強化するとともに、新たなモビリティ（電動キックボードやペダル付き電動バイクなど）の安全対策を新たに位置付けます。

・

1　目標達成に向けて重点的に取り組む分野を設定

全ての交通安全施策に共通する基本的な考え方として、「交通安全教育の徹底」及び「地域ぐるみの交通安全対策の推進」を位置付けます。

また、本市における交通事故の発生状況や課題を踏まえ、計画期間中に重点的に取り組む分野として、「高齢者の交通事故防止」、「こどもの安全確保」、「歩行者の安全確保」、「自転車等の安全対策の推進」及び「踏切道における交通安全の確保」を設定します。

（１）全ての施策に共通する考え方

① 交通安全教育の推進　～交通安全を自ら考え行動できる人づくりの推進～
② 地域ぐるみの交通安全対策の推進　～みんなで支え、みんなで守る交通安全の推進～

（２）重点的に取り組む分野

① 高齢者の交通事故防止　～高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせない取組の推進～
② こどもの安全確保　～通学路等における交通安全対策の推進～
③ 歩行者の安全確保　～人優先の交通安全対策の推進～
④ 自転車等の安全対策の推進　～自転車利用者の交通ルール遵守と安全意識の向上～
⑤ 踏切道における交通安全の確保　～踏切事故ゼロに向けた安全対策の推進～

2　目標指標の設定

（１）目標指標	１２次計画		第１１次計画
年間の人身事故発生件数	２３０件以下		２３０件以下
年間の交通事故死者数	３人以下		５人以下
年間の交通事故重傷者数	５０人以下		５０人以下
年間の踏切事故の発生件数	０件		０件

第１章　計画の策定に当たって　（P.1～P.6）

1　第１１次山口市交通安全計画の取組評価

（１）総括

第１１次山口市交通安全計画では、関係機関・団体と連携し、交通安全教育の推進、交通安全運動及び啓発活動の実施、道路交通環境の整備並びに地域ぐるみの交通安全活動の推進に取り組みました。交通事故発生件数は長期的に減少傾向にあるものの、高齢者が関係する事故や重傷事故への対策が課題。

（２）第１１次交通安全計画の目標指標達成状況

人身事故の状況（目標_年間230件以下）

人身事故発生件数は長期的には減少傾向にあるものの、近年はおおむね横ばいで推移しており、目標である年間 230 件以下の未達成。

交通事故死者数の状況（目標_年間５人以下）

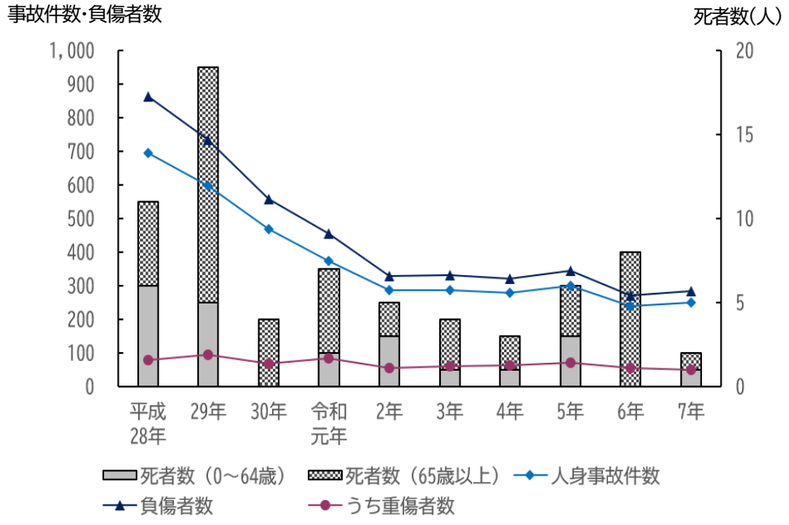
交通事故死者数は年ごとの増減があり、令和 5 年及び令和 6 年において目標の未達成。特に、死者に占める高齢者の割合が高い状況。

交通事故重傷者数の状況（目標_年間50人以下）

交通事故重傷者数は一定の減少がみられるものの、令和 7 年を除き目標の未達成。

踏切事故の状況（目標_年間0件）

踏切事故は、第 11 次計画期間を通じて発生しておらず、目標を達成。



項目＼年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
人身事故件数（件）	695	597	468	374	286	286	280	300	240	250
負傷者数（人）	863	733	558	454	329	332	320	344	272	285
うち重傷者数	79	94	67	85	55	59	64	72	54	50
死者数（人）	11	19	4	7	5	4	3	6	8	2
うち0～64歳	6	5	0	2	3	1	1	3	0	1
うち65歳以上	5	14	4	5	2	3	2	3	8	1

第１２次山口市交通安全計画（案）【パブリックコメント】の概要

（３）主な取組内容

取組分野	主な取組内容
交通安全教育・啓発	幼児から高齢者までを対象とした交通安全教室、交通安全運動、街頭啓発、飲酒運転根絶運動、反射材用品の普及等を実施
高齢者対策	高齢者交通安全教室、反射材用品の普及等、運転免許自主返納制度の周知、見守り活動を推進
道路交通環境整備	通学路や生活道路の安全対策、交通安全施設整備、歩道整備、バリアフリー化、ゾーン３０プラスの設定など、安全な道路環境づくりを推進
自転車安全対策	自転車安全利用五則の周知、自転車交通安全教室、自転車保険加入促進、ヘルメット着用啓発を実施
各関係団体との連携	山口市交通安全対策協議会や各地区交通安全対策協議会等と連携し、地域の実情に応じた啓発、講習会等を実施

２　計画策定の趣旨

「交通事故のない安全・安心な暮らしのできるまち」を目指して交通安全対策を推進するため、本市の交通安全に関する施策の大綱を定めるもの。

３　計画の位置付け

・国の「第１２次交通安全基本計画」及び山口県交通安全対策会議が策定した「第１２次山口県交通安全計画」と整合を図り、本市の交通情勢に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定する計画
・第二次山口市総合計画の部門計画

４　計画の期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間

第２章　計画策定の基本的な考え方（P.7～P.8）

１　基本目標

人命尊重の理念に基づき、「交通事故のない安全・安心な暮らしのできるまち」の実現を目指す。

２　推進上留意すべき事項

（１）人優先の施策の推進
歩行者をはじめ、高齢者、障がい者、こども等の安全確保を最優先とし、交通事故被害者等への支援を含めた「人優先」の交通安全施策を推進する。

（２）交通社会を構成する要素の考慮
道路交通及び踏切道における交通安全対策について、「交通社会を構成する人」と「車両等が活動する場としての交通環境」の二つの要素を考慮して施策を推進する。

（３）地域ぐるみの交通安全対策の推進
住民参加の地域ぐるみによる交通安全対策を促進するため、住民の交通安全意識を醸成する。

第３章 交通安全を取り巻く現状と課題（P.9～P.14）

１　交通安全を取り巻く社会の変化

(1)人口減少･少子高齢化の進行

少子高齢化の進行により、高齢者が関係する交通事故への対応や、こどもの安全確保の重要性が高まっている。また、地域における見守り活動や交通安全活動の担い手の確保が課題となっており、地域ぐるみによる交通安全対策の推進が求められている。

(2)高齢者の移動手段の多様化

高齢者は、運転者としてだけでなく、歩行者、自転車利用者、公共交通利用者など、様々な形で交通社会に参加している。また、運転免許証の自主返納等による移動手段の変化も踏まえ、高齢者がそれぞれの状況に応じて安全かつ安心して移動できる環境の確保が求められている。

(3)自転車利用環境の変化

健康志向や環境意識の高まりに加え、通勤･通学等における自転車利用の定着。一方で、自転車利用者による交通ルール違反や事故が課題。
制度改正等を踏まえた交通ルールの遵守と安全利用の徹底が求められている。

(4)新たなモビリティの普及

新たなモビリティ（電動キックボードやペダル付き電動バイクなど）の普及が進んでいる。利用形態の多様化に対応するため、交通ルールの周知や利用者の交通安全意識の向上を図るとともに、安全な利用環境の整備が求められている。

２ 道路交通法改正の動向（過去５年間の主な改正内容）

近年、道路交通法等の改正により、高齢運転者対策や自転車の安全利用対策が強化。特に、自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化、自転車運転中の「ながらスマートフォン」や酒気帯び運転に対する罰則強化、自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入など、自転車の安全利用に関する制度改正が進められてきた。
また、高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入や、生活道路における法定速度の引下げなど、交通事故の防止に向けた取組が進められており、本市においても法改正等を踏まえた交通安全対策を推進する必要がある。

主な改正内容

改正年月	主な改正内容
令和４年５月	高齢運転者対策の充実（一定の違反歴のある 75 歳以上の高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入）
令和５年４月	自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化（全ての自転車利用者が対象）
令和６年１１月	自転車運転中の「ながらスマートフォン」及び酒気帯び運転に対する罰則強化
令和８年４月	自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入
令和８年９月	生活道路における法定速度の引下げ（最高速度 30㎞/h）

第１２次山口市交通安全計画（案）【パブリックコメント】の概要

３ 本市の現状と課題

(1)現 状

・交通事故発生件数は長期的に減少傾向にあるものの、人身事故発生件数及び重傷者数は近年横ばいで推移しており、第 11 次計画の目標達成には至っていない。
・交通事故死者に占める高齢者の割合が高い。高齢化の進展に伴い高齢運転者も増加している。
・自転車利用環境の変化や道路交通法の改正、新たなモビリティの普及など、交通安全を取り巻く環境が変化している。
・人口減少及び少子高齢化の進行に伴い、地域における交通安全活動の担い手不足が懸念されている。
・踏切事故については、第 11 次計画期間を通じて発生しておらず、安全な状態が維持されている。

(2)課 題

・人身事故及び重傷事故の更なる減少に向けた交通安全対策の推進
・高齢者が関係する交通事故の防止及び安全な移動環境の確保
・こども及び歩行者の安全確保
・自転車及び新たなモビリティの安全利用の推進
・交通ルールの遵守と交通安全意識の向上
・地域ぐるみによる交通安全活動の推進及び担い手の確保
・踏切事故ゼロの継続と踏切道における交通安全の確保

第４章 計画の内容 （P.15～P.51）

１ 目標指標

○ 道路交通の安全

年間の人身事故発生件数	２３０件以下	（第１１次計画 ２３０件以下）
年間の交通事故死者数	３人以下	（第１１次計画 ５人以下）
年間の交通事故重傷者数	５０人以下	（第１１次計画 ５０人以下）

○ 踏切道における交通の安全

年間の踏切事故の発生件数	０件	（第１１次計画 ０件）

２ 目標達成に向けた重点的な取組

（１）全ての安全施策に共通する考え方

① 交通安全教育の推進 ～交通安全を自ら考え行動できる人づくりの推進～
② 地域ぐるみの交通安全対策の推進 ～みんなで支え、みんなで守る交通安全の推進～

（２）重点的に取り組む分野

① 高齢者の交通事故防止
～高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせない取組の推進～
② こどもの安全確保 ～通学路等における交通安全対策の推進～
③ 歩行者の安全確保 ～人優先の交通安全対策の推進～
④ 自転車等の安全対策の推進 ～自転車等利用者の交通ルール遵守と安全意識の向上～
⑤ 踏切道における交通安全の確保 ～踏切事故ゼロに向けた安全対策の推進～

３ 交通安全施策の推進

（１）交通安全思想の普及徹底

① 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
② 交通安全に関する普及啓発活動の推進
③ 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

（２）道路交通環境の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進
② 幹線道路における交通安全対策の推進
③ 高齢者等の移動手段の確保・支援
④ 歩行空間のユニバーサルデザイン化
⑤ 無電柱化の推進
⑥ 自転車利用環境の総合的整備
⑦ 交通需要マネジメントの推進
⑧ 災害に備えた道路交通環境の整備
⑨ 駐車対策の推進
⑩ 道路の使用及び占用の適正化
⑪ 冬期における交通安全の確保

（３）交通事故被害の軽減に向けた救助・救急体制の充実

① 救助・救急体制の整備
② 救急医療体制の整備
③ 救急関係機関の連携・協力の推進

（４）交通事故被害者支援の充実と推進

① 自動車損害賠償保障制度等の周知
② 自転車損害賠償責任保険等の加入徹底
③ 交通災害共済の周知
④ 被害者相談窓口等の周知

（５）踏切道における交通安全の確保

① 踏切道の構造改良等の促進
② 踏切保安設備の整備等の促進
③ 踏切道の統廃合の促進
④ 踏切道の安全に関する知識の普及

第５章 計画の推進 （P.52）

１ 推進体制

市や県などの行政機関、事業者、関係団体、市民が連携して交通安全対策を推進する。

２ 各主体の役割

○ 行政機関

市は、警察等と連携し各施策を着実に推進するとともに、事業の実施に当たっては、関係機関や市内各団体等の代表などで組織する「山口市交通安全対策協議会」を中心として、総合的、一体的に交通安全対策を推進する。また、交通関係団体等の交通安全対策を支援するなど、交通安全活動を促進する。

○ 事業者、交通関係団体等

事業者は、事業所を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故の防止に努めていきます。
また、交通関係団体等は、それぞれの地域、警察署、市と連携して主体的に、また相互に協力しながら効果的な交通安全対策を進めていく。

○ 市民

悲惨な交通事故をなくしていくためには、何よりも、一人ひとりが交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣づけることが大切。
市民一人ひとりが、交通安全について主体的に考え行動し、交通事故のない地域社会の実現に向けて積極的に進める。